



【児童虐待施策】 経営分析・事業分析報告書

2025年3月
子ども家庭局子ども総合センター

目次

- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題(変革案)実行のための打ち手(案)
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

児童虐待は、こどもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案である。虐待の背景には、生活上のストレスや子育てのしにくさ、身近な相談者がいないなど、様々な要因が複雑に絡み合っているとされており、家庭全体に寄り添った支援が必要である。

児童虐待に対しては、幼稚園や保育所、学校などの関係機関だけでなく、事業所や市民も含めた社会全体でその防止に努めるとともに、こどものSOSを早期に発見し、専門的な相談機関である子ども総合センター（児童相談所）や子育て家庭の相談に応じる区役所につなげ、迅速かつ適切な支援を行う。

近年、北九州市の児童虐待相談対応件数は全国と同様に増加傾向が続いており、本クラスターでは、増加する児童虐待に効果的、効率的に対応する体制について検討する。

KPI①

児童虐待による死亡事案の発生件数

⇒「0」を継続

KPI②

地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されていると感じている子ども総合センター職員の割合

⇒現状値「29%」から増加

目次

- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題（変革案）実行のための打ち手（案）
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

子ども総合センター（児童相談所）関係

- ◆ 子ども総合センターにおいて対応している虐待対応件数は増え続けており、重症度別では危惧・軽度のケースが増加している。
- ◆ 児童相談所の職員を国の基準に基づき増員してきたが、結果として、経験の少ない職員の割合が増えることとなり、人材育成に課題を生じている。
- ◆ 子ども総合センターの職員を対象としたアンケートでは「地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている」と感じる職員の割合が「約3割」となっており、人員増が業務負担の増加に追いついていない。
- ◆ 子ども総合センターが、市内全域をカバーしているため、地域によっては家庭訪問等のための移動に相当な時間を要する場合がある。

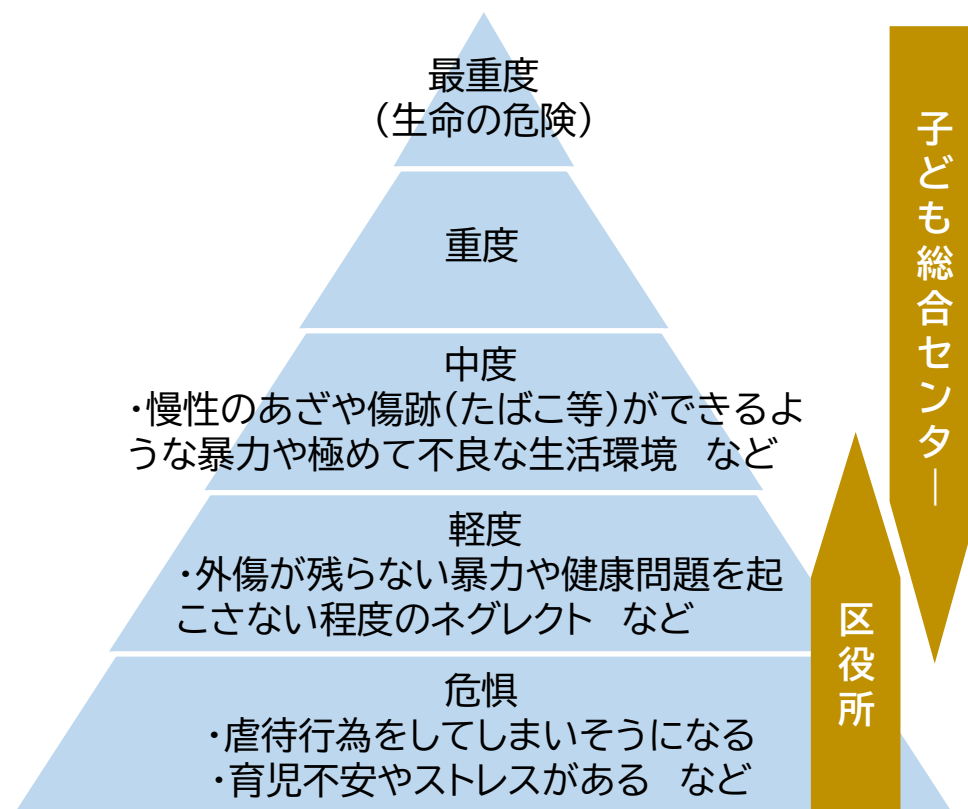
区役所（子ども・家庭相談コーナー）関係

- ◆ 職員数の増員がなく、正規職員が少ない中で、こども家庭センターなど、新たな業務が付加され続けている。
- ◆ 子ども総合センターが行った区役所へのヒアリングにおいては、子ども・家庭相談コーナーでは、児童虐待だけではなく、DVなどの夫婦関係や家庭の問題、ひとり親の問題など、子どもや家庭に関するあらゆる相談を受け付けており、業務がひっ迫しているとの意見が聞かれた。
- ◆ 一方で人員は変わらないため、増え続ける虐待対応を受け入れる余裕がない。そもそも専門職がないため、虐待ケース対応も難しいと感じていることが分かった。

◆ 児童相談所（子ども総合センター）と市区町村（区役所）の役割の違いから、子ども総合センターでは、専門知識の必要な中度～最重度の案件を扱い、区役所では危惧～軽度の案件を扱うことが想定されている。

◆ 児童相談所（子ども総合センター）における虐待対応件数のうち、危惧・軽度の割合が9割を超えており、国が想定する児童相談所（子ども総合センター）と市町村（区役所）の役割分担ができていない。

児童相談所（子ども総合センター）と市区町村（区役所）の基本的な役割



目次

- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題（変革案）実行のための打ち手（案）
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

児童虐待対応件数の現状

- ◆ 児童虐待対応件数（児童相談所対応）は、近年全国的に増加傾向にあり、北九州市も同様に増加している。
- ◆ この要因について、国は、①心理的虐待に係わる相談対応件数の増加、②警察等からの通告の増加、③関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり関係機関からの通告が増加、と分析しており、北九州市においても同様の状況となっている。

【主な傾向】

①心理的虐待の増加

全国（H30年度：88,391件→R4年度：128,114件 5年間で1.45倍）

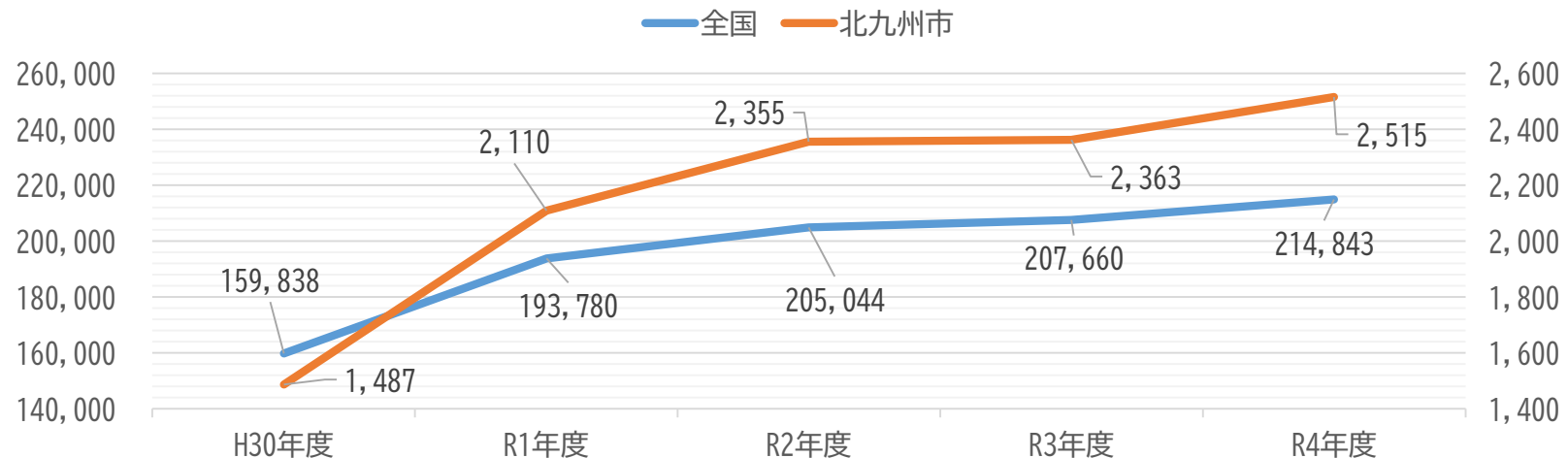
北九州市（H30年度：558件→R4年度：1,592件 2.85倍）

②警察からの通告の増加

全国（H30年度：79,138件→R4年度：112,311件 5年間で1.42倍）

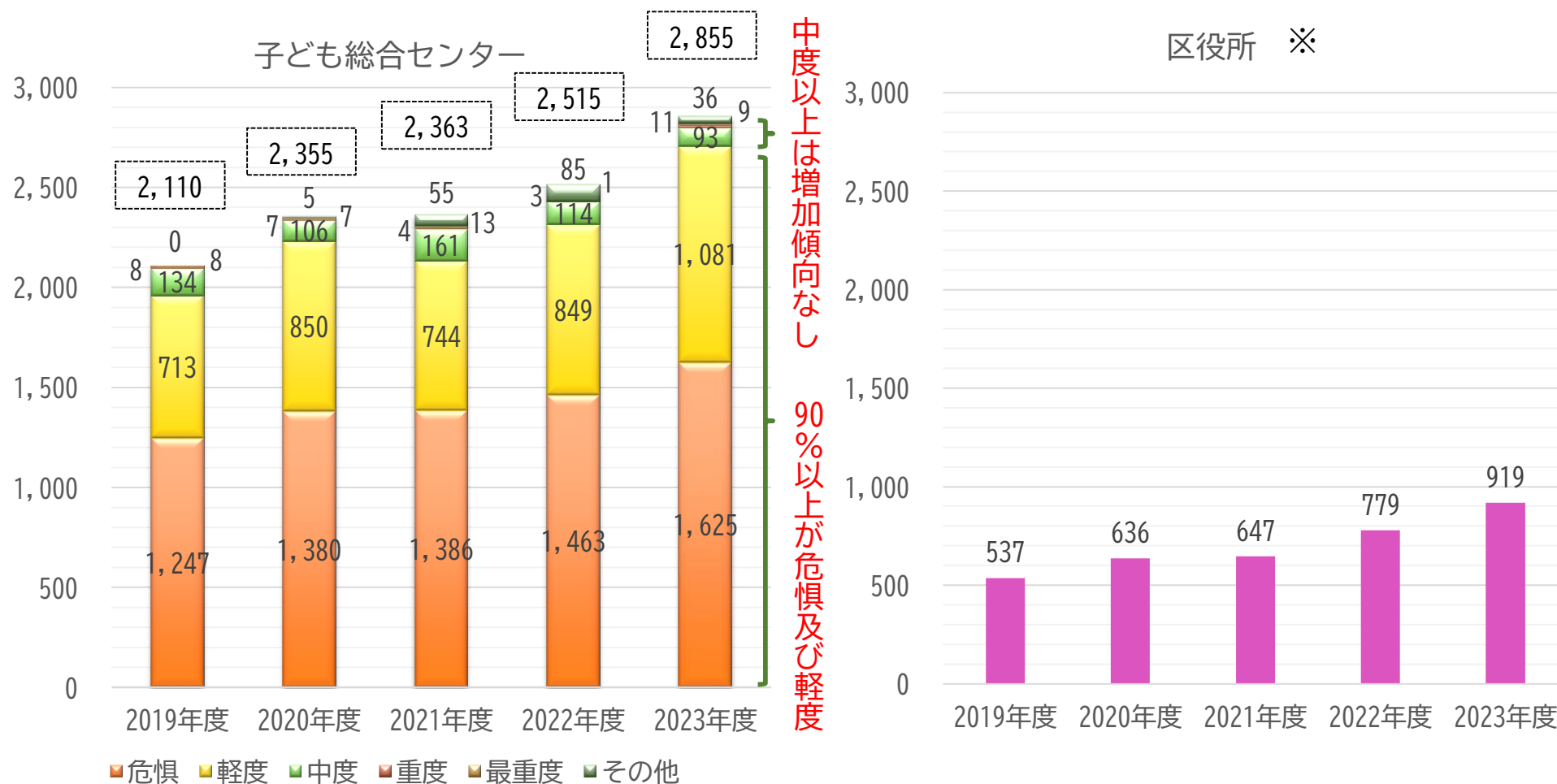
北九州市（H30年度：691件→R4年度：1,360件 1.97倍）

児童虐待対応件数の推移（全国・北九州市）



児童虐待対応件数の推移（子ども総合センター・区役所）

児童虐待対応件数は、子ども総合センター・区役所ともに増加傾向が続いている。



※ 区役所では危険ないし軽度の虐待案件を取り扱う（内訳については未分析）

現在の組織体制（子ども総合センター（児童相談所））

- ◆ 児童福祉法により児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な相談に応じ、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置を行う。
- ◆ 関係機関にとって、児童虐待の主な通告先は児童相談所であり、児童相談所が中心に虐待対応を実施。児童相談所では専門職である児童福祉司を中心に児童虐待に対応している。

所長

教育・非行相談担当部長

（教育委員会不登校対策担当部長【兼務】）

次長

（保健福祉局発達障害担当課長【兼務】）

児童虐待対策担当課長

児童虐待対策担当課長

（教育委員会青少年非行対策担当課長【兼務】）

児童虐待対策担当課長 5 名【兼務】

（各区役所保健福祉課長等【本務】）※

主幹（児童虐待対策担当） 2 名【兼務】

（小倉北・南区役所主幹（保健福祉・相談担当）【本務】）

養護相談担当課長

教育・非行相談担当課長

（教育委員会不登校対策担当課長【兼務】）

庶務係長

相談第一、第二、第三、第四係長

相談担当係長 2 名

教育相談担当係長

非行相談担当係長

児童虐待対策係長

児童虐待対策担当係長 2 名

児童虐待対策担当係長 7 名【兼務】

（各区役所子ども・家庭相談担当係長【本務】）

児童虐待対策担当係長【兼務】

（門司区役所のちをつなぐネットワーク担当係長【本務】）

家庭復帰支援係長

里親支援担当係長

判定第一、第二係長

保護係長

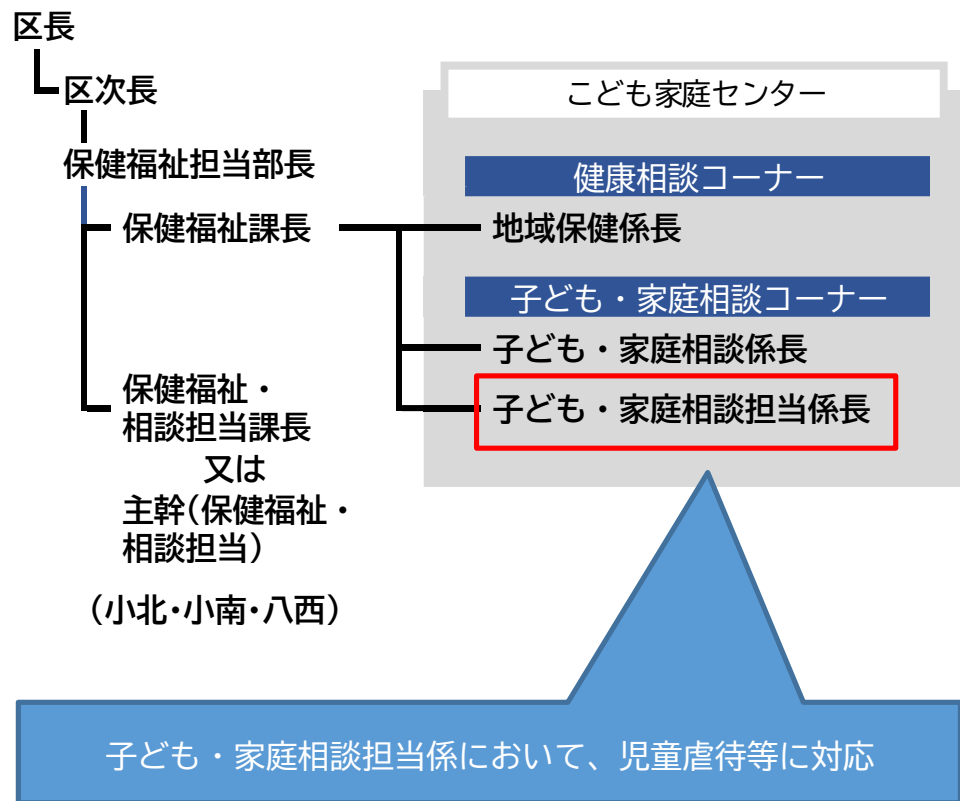
保健相談担当係長

※各区役所保健福祉課長等

◆ 門司、若松、八幡東、戸畑 ⇒ 保健福祉課長

◆ 八幡西 ⇒ 保健福祉・相談担当課長

- ◆ 児童福祉法により市町村（本市では区役所）は業務として子育て家庭の相談に応じ、要保護児童の通告先となることとされている。
- ◆ 区役所においても、比較的軽度な児童虐待に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、支援を実施。区役所では、正規職員が少なく、会計年度任用職員等である相談員を中心に対応している。



子ども・家庭相談コーナー【主な相談】

1 子育て支援の情報提供

- ・ 保育所や放課後児童クラブなど「子育て支援サービス」について
- ・ 育児サークルや地域活動について
- ・ 各種講座、イベント等について

2 子どもや家庭についての相談

- ・ 妊娠・出産・育児の不安や悩みについて
- ・ 子どもの健康や発育について
- ・ 援護が必要な子どもについて（子どもの虐待等）
- ・ 母子・父子家庭に関して
- ・ 夫婦関係、家庭の問題について

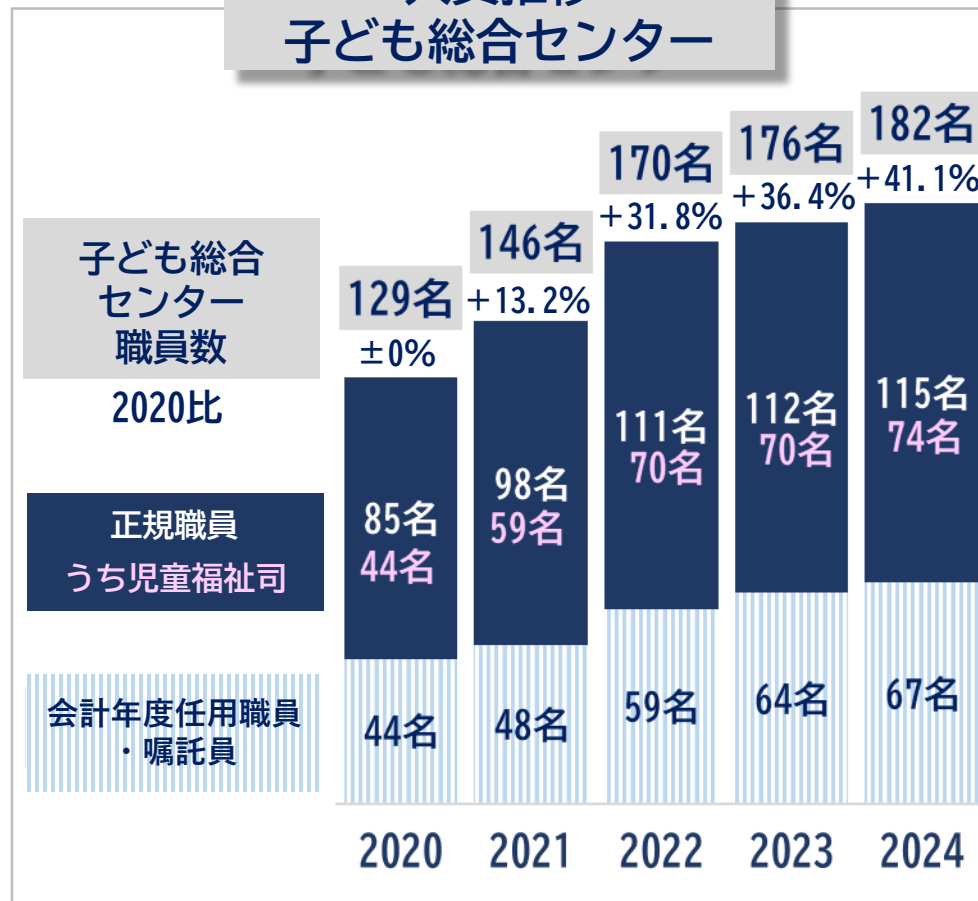
3 教育相談

- 子どもの教育について（いじめ、不登校、非行等）
- 小・中・特別支援学校（学級）への就学について
- 就学援助、奨学資金の手続きについて

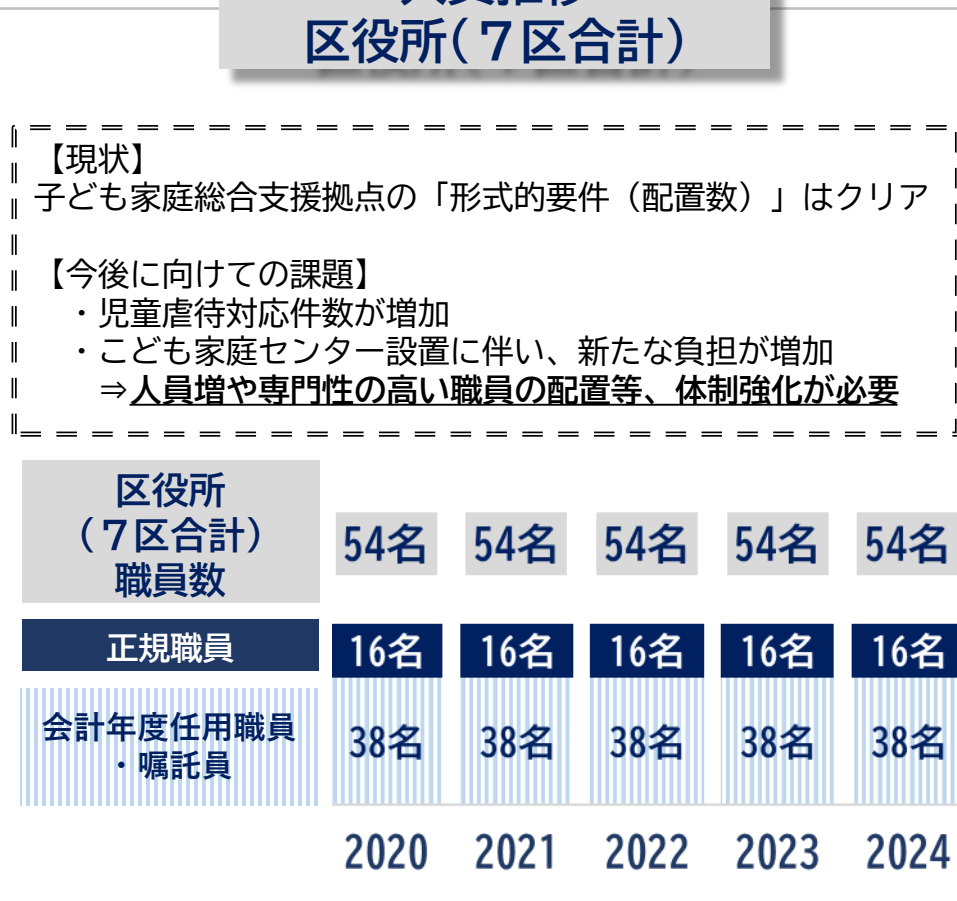
人員の推移

児童福祉司等の配置は人口や虐待対応件数等を基準に法定となっており、子ども総合センターの職員数は増加。一方、区役所における児童虐待対応に係る体制整備は進んでいない。

人員推移 子ども総合センター



人員推移 区役所(7区合計)



【現状】

子ども家庭総合支援拠点の「形式的要件（配置数）」はクリア

【今後に向けての課題】

- ・児童虐待対応件数が増加
 - ・こども家庭センター設置に伴い、新たな負担が増加
- ⇒ 人員増や専門性の高い職員の配置等、体制強化が必要

※子ども総合センター職員数には、兼務職員（区役所子ども・家庭相談コーナー担当課長等）を含む。

※区役所の人員54名は、子ども・家庭相談担当係長以下、虐待に対応する職員数を記載。

児童福祉司に関する基準

<法的根拠> 児童福祉法第13条

都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

<配置基準>

- ◆ 児童相談所の管轄地域の人口3万人に1人以上を配置
- ◆ 標準的な自治体の平均より虐待相談対応の発生件数が高い場合には、業務量に応じて上乘せ（虐待相談対応件数が標準的な自治体の平均より40件多いごとに1人上乘せ）
- ◆ 里親養育支援担当児童福祉司を配置
- ◆ 市町村支援担当児童福祉司を配置

区役所（こども家庭センター）職員に関する基準

<法的根拠> こども家庭センターガイドライン第3節2

センター長、統括支援員のほか従前の市区町村子ども家庭総合支援拠点において配置が求められてきた職員を継続して配置し、一体的な相談支援のための職員体制を十分に確保すること。

<配置基準（規模別人員）>

- ◆ 小規模A型（常時2名） … 戸畑区
- ◆ 小規模B型（常時3名） … 門司区、若松区、八幡東区
- ◆ 小規模C型（常時4名） … 小倉北区
- ◆ 中規模型（常時6名） … 小倉南区、八幡西区

組織体制の変遷

昭和38年	4月	「北九州市児童相談所」設置
平成13年	5月	相談係を再編（1係制⇒2係制）
平成14年	4月	児童虐待防止担当ラインを設置
平成14年	10月	「児童相談所」「少年相談センター」「教育センター教育相談室」の3所を統合し、 「子ども総合センター」を開設、「24時間子ども相談ホットライン」開設
平成15年	4月	里親支援担当ラインを新設
平成19年	4月	区役所子ども・家庭相談担当係長を児童虐待防止担当係長に兼務
平成19年	10月	子ども家庭局子ども総合センターとなる
平成22年	4月	非行相談担当ラインを新設
平成23年	4月	相談係を再編（2係制⇒3係制）
平成26年	4月	相談係を再編（3係制⇒4係制）
平成27年	4月	子ども総合センターに児童虐待防止担当係長を1名増員、区役所子ども・家庭相談 コーナーを所管する課長職に児童虐待防止担当課長を兼務
平成31年	3月	子ども家庭局青少年課青少年非行対策担当課長に児童虐待対策担当課長を兼務
令和2年	4月	家庭復帰支援係を新設
令和3年	4月	養護相談担当課長を新設
令和4年	4月	「かなだ少年支援室」「わかぞの少年支援室」「くろさき少年支援室」「あいおい少年 支援室」を廃止し、適応指導教室の機能を教育委員会に移管。 児童虐待対策ラインを児童虐待対策係に変更 判定係を再編（1係制⇒2係制）

①各区役所保健福祉課の意見（2024年11月ヒアリング実施）

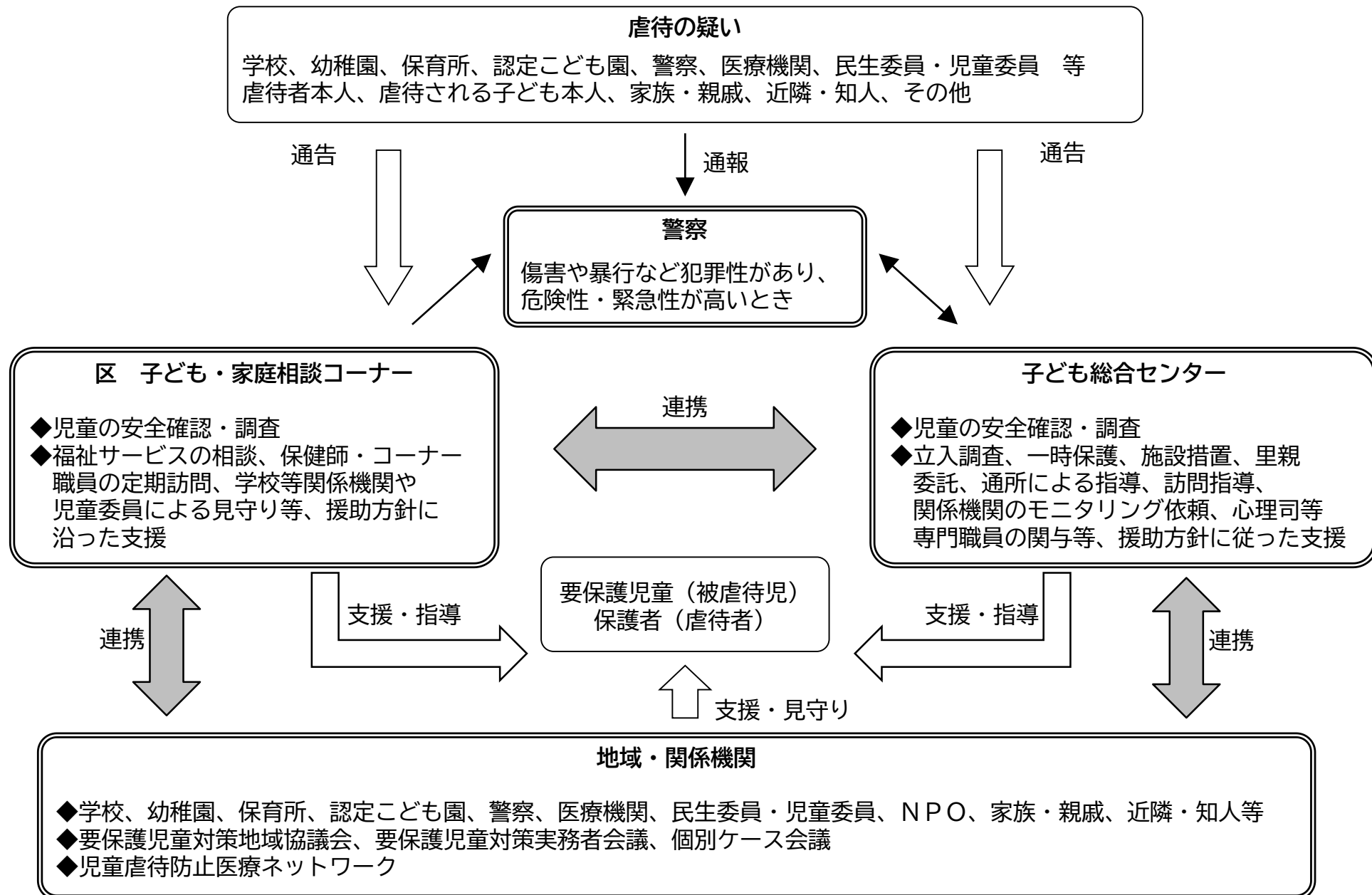
ヒアリング結果

- ◆ 区役所（子ども・家庭相談コーナー）では、児童虐待だけではなく、DVなどの夫婦関係や家庭の問題、ひとり親の問題など、子どもや家庭に関するあらゆる相談を受け付けており、業務がひっ迫している。
- ◆ 一方で、人員は変わらないため、増え続ける虐待対応を受け入れる余裕がない。そもそも、虐待対応の専門職がないため、虐待ケース対応も難しい。
- ◆ 子ども総合センターの経験がある職員が配置されれば、アドバイスをもらえるので大変助かる。
- ◆ 虐待対応について、子ども総合センターと区役所の業務内容の線引きが明確になれば、安心して仕事ができるし、押し付け合いではなく、前向きな仕事ができる。

②子ども総合センター職員の意見（2024年9月アンケート実施）

アンケート項目	「はい」と回答した者の割合
◆ 児童相談所の役割を踏まえた組織的な判断や対応が行われている。	83%
◆ 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている。	29%
◆ 区役所における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している。	50%

児童虐待対応の流れ



児童福祉司の経験年数の比較

児童福祉司の経験年数について、2024年では3年未満の者の割合が増加し、75%を超える状況となっている。

2020年4月1日
児童福祉司の経験年数

	～1年	1年～3年	3年～5年	5年～	合計
人数	12人	14人	5人	5人	36人
割合	33%	39%	14%	14%	100%

72%

28%

2024年4月1日
児童福祉司の経験年数

	～1年	1年～3年	3年～5年	5年～	合計
人数	18人	36人	9人	8人	71人
割合	25%	51%	13%	11%	100%

76%

24%

目次

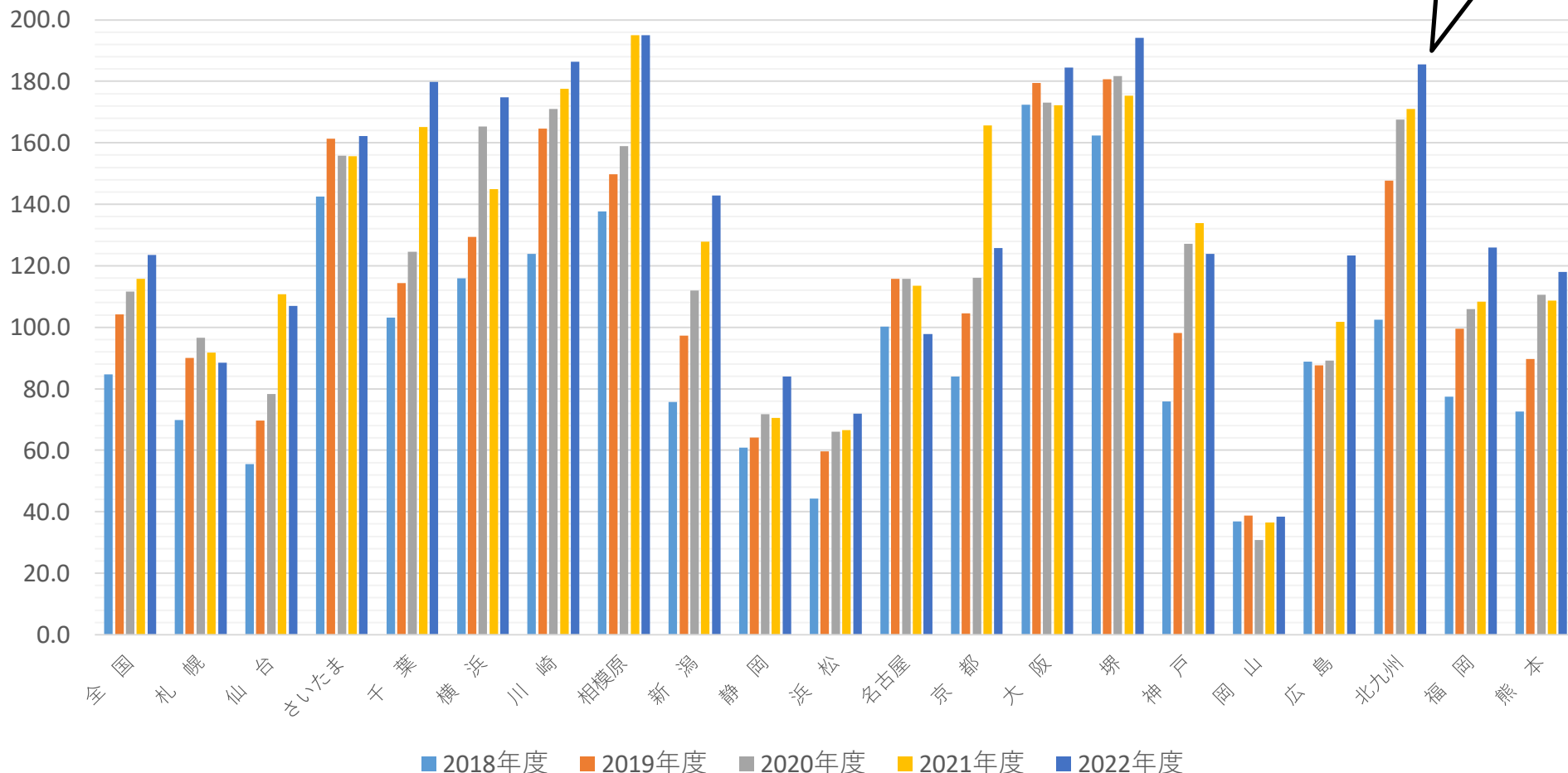
- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題（変革案）実行のための打ち手（案）
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

児童1万人中の児童虐待対応件数 政令市比較

- ・北九州市は全国で4番目に高い(2022(R4)年度)
- ・2019(R元)年度は対前年比41.9%の増、2022(R4)年度は6.4%の増となっている
- ・全国では、2019(R元)年度は対前年比21.2%の増、2022(R4)年度は4.9%の増となっている

全国
4 番目

児童 1 万人中の児童虐待対応件数 政令市比較



児童福祉司の配置状況について 政令市比較（2023・2024年）

札幌市を除く政令市において配置員数（任用予定者含む）は増加している。

政令市	配置員数(2024. 4. 1)		配置員数 (2023. 4. 1) B	対前年増減人数	
	配置員数 A	任用予定者含む A'		A-B	A'-B
札幌市	68	68	77	▲ 9	▲ 9
仙台市	41	52	49	▲ 8	3
さいたま市	86	88	86	0	2
千葉市	76	76	70	6	6
横浜市	190	244	240	▲ 50	4
川崎市	118	119	110	8	9
相模原市	61	61	59	2	2
新潟市	47	47	41	6	6
静岡市	20	25	24	▲ 4	1
浜松市	24	30	29	▲ 5	1
名古屋市	122	145	136	▲ 14	9
京都市	80	80	77	3	3
大阪市	180	186	173	7	13
堺市	67	67	61	6	6
神戸市	87	87	85	2	2
岡山市	29	36	28	1	8
広島市	73	73	61	12	12
北九州市	71	71	65	6	6
福岡市	86	86	80	6	6
熊本市	38	38	33	5	5

児童福祉司の勤務年数について （全国・北九州市比較）

児童福祉司の勤務年数（３年未満）について、2024は全国平均：46%、北九州市：76%となっており、北九州市は勤務年数３年未満の児童福祉司が多くを占める。

児童福祉司の勤務年数（全国）

単位：%

勤務年数	2020.4.1	2021.4.1	2022.4.1	2023.4.1	2024.4.1	
１年未満	23	20	20	17	17	46
１～３年	28	31	31	31	29	
３～５年	16	17	17	20	21	53
５年以上	33	32	32	32	32	

児童福祉司の勤務年数（北九州市）

単位：%

勤務年数	2020.4.1	2021.4.1	2022.4.1	2023.4.1	2024.4.1	
１年未満	33	37	33	25	25	76
１～３年	39	40	43	51	51	
３～５年	14	12	11	9	13	24
５年以上	14	11	13	15	11	

資料：児童福祉司の勤務年数（全国）：こども家庭庁HP

目次

- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題（変革案）実行のための打ち手（案）
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

アンケート結果等の概要

<調査時期>

◆ 2024年9月

<アンケート対象>

◆ 里親、児童養護施設に措置等をされている児童

◆ 里親、児童養護施設の職員等

<実施主体等>

◆ 一般社団法人
リッコロボ

◆ 児童相談所第三者
評価の中で実施

ユーザー（措置等をされている児童）の意見

①里親、児童養護施設に措置等をされている児童

アンケート項目	「はい」と回答した者の割合
◆ あなたの担当の子ども総合センターの人は4月から会いに来ましたか。	71%
◆ 子ども総合センターの人は、あなたの話をよく聞いてくれますか。	84%
◆ あなたの今後の状況（いつまでここで生活するかなど）について、子ども総合センターの人に自分の気持ちを話せますか。	56%

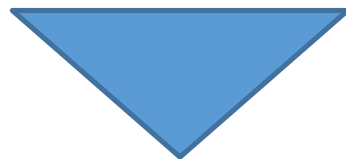
②里親、児童養護施設の職員等

アンケート項目	「はい」と回答した者の割合
◆ 措置直後は担当のケースワーカーが高頻度で訪問し、子どもや措置先が安心して生活・支援できるように、子どもの意向や措置先の状況等の把握に努めていますか。	57%

ユーザー意見から、次のことが確認された。

- ◆ あなたの今後の状況（いつまでここで生活するかなど）について、子ども総合センターの人に自分の気持ちを話せますか。
⇒肯定的な回答が半数程度にとどまる（56%）
- ◆ 措置直後は担当のCWが高頻度で訪問し、子どもや措置先が安心して生活・支援できるように、子どもの意向や措置先の状況等の把握に努めていますか。
⇒肯定的な回答が半数程度にとどまる（57%）

虐待等により、家族から分離された状態にある児童には、子ども総合センターによるより一層の手厚い支援が必要



支援にあたっては、子どもの意向や措置先の状況等についてより一層の把握が必要

児童福祉司が、これまで以上に措置児童等に向き合うことができる環境を実現する必要がある。

目次

- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題（変革案）実行のための打ち手（案）
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

【区役所との連携・協働】＜名古屋市＞

- ◆ 市内の各区役所に、児童相談所との兼務の児童福祉司を1～2名配置している。
- ◆ 児童相談所が受理した事案を区役所に送致する際、区での対応に関しては兼務児童福祉司が、児童相談所等と連携し対応に当たっている。
- ◆ 兼務児童福祉司の配置により、区役所の相談受付、対応能力が向上し、地域での支援体制の構築に成果が出ている。

【DXの活用】＜横浜市＞

- ◆ 音声認識システムを3月に導入し、電話相談の文字起こしや係内での情報共有を行い、支援の質の向上や業務負担の軽減を図っている。
- ◆ 児童相談所の業務で扱う情報・マニュアルを電子化の上、一元管理し、蓄積されたナレッジベースからキーワード検索で必要な知識を取り出す「児相ナレッジ」の運用を開始している。
- ◆ タブレットを99台リース契約（5年間、1所あたり約25台配付）し、出張先や所内面接時の記録に使用。また、各所Zoomを導入し、一部カンファレンスや面接、会議、市外移管の事前の打合せ等に活用している。

目次

- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題（変革案）実行のための打ち手（案）
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

以上を踏まえ、児童虐待施策クラスターについて下記のとおり考え方を転換する

<これまで>

- ① 市内1か所の子ども総合センターに専門職である児童福祉司を配置し、危惧・軽度のケースを含め、市内全域の児童虐待に対応。
- ② 区役所においては、会計年度任用職員である相談員を配置し、各区が受理した危惧・軽度の児童虐待ケースに対応。
- ③ 子ども総合センター職員による区役所職員への助言や区で開催される要保護児童対策地域協議会への参加など、子ども総合センターが区役所を支援。
- ④ 児童福祉司の専門性確保のため、研修をはじめ、上司によるスーパーバイズを実施。

<これから>

- ① 市民の生活場面に身近な区役所に専門職である児童福祉司を配置し、保健師等の多職種と緊密な連携を図りながら、区内の児童虐待に対応。
- ② この児童福祉司が区役所のケースへの助言を行いながら、相談員とともに、家庭に寄り添った支援を実施。
- ③ これまでの取組に加え、子ども総合センターにおいて、区役所職員との合同研修を新たに開催するなど、子ども総合センターが実施する区役所支援策を強化。
- ④ これまでの取組に加え、DXの活用を検討するなど、人材育成方法を転換。

目次

- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題（変革案）実行のための打ち手（案）
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

今後の市政の持続可能性のため、以下の3つの視点から、これまでの枠組みを転換する改革案を検討する。

- ①「選択と集中(最適化)」(地理的重複、類似機能)
- ②「付加価値向上」(オペレーション、統合し高付加価値)

①「選択と集中（最適化）」

<変革案>

- ◆ 引き続き、子ども総合センターを中心に児童虐待対応を行いつつ、これに加えて区役所に児童福祉司を配置し、より効果的・効率的な支援の実施を検討する。



- ◆ これにより、子ども総合センターにおいては、児童虐待の重症度が中度以上のケースや他の相談（非行、親子関係の不和など）に対し、より丁寧な対応が可能となる。
- ◆ 虐待等により、家族から分離された状態にある児童に対し、子ども総合センター職員によるより手厚い支援が可能となる。

今後の市政の持続可能性のため、以下の3つの視点から、これまでの枠組みを転換する改革案を検討する。

- ①「選択と集中(最適化)」(地理的重複、類似機能)
- ②「付加価値向上」(オペレーション、統合し高付加価値)

②「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）

<変革案>

- ◆ 市民が、身近な区役所において、専門職である児童福祉司の支援を受けることができる体制の整備を検討する。



- ◆ 区役所は生活場面に身近であり、関係機関との調整や家庭訪問においてきめ細やかな支援が期待できる。
- ◆ 区役所においては、保健師など多職種との連携により、予防から早期の発見への迅速なアプローチが期待できる。
- ◆ 虐待への対応後、その他の支援への円滑な連携が期待できる。

目次

- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題(変革案)実行のための打ち手(案)
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

課題(変革案)を実行するため、以下の打ち手が考えられる。

<課題（変革案）の打ち手1（案）>

- ◆ 区役所に子ども総合センターの児童福祉司を兼務配置する。
 - 区役所における危惧・軽度の児童虐待の対応件数を増やす。
 - 専門性を持った職員を配置することで、
区役所の児童虐待ケース対応の専門性の底上げを目指す。
- ◆ まずは、2025年度において一部の区にモデル配置し、効果検証を行うことで、2026年度以降全市に拡大する。

<課題（変革案）の打ち手2（案）>

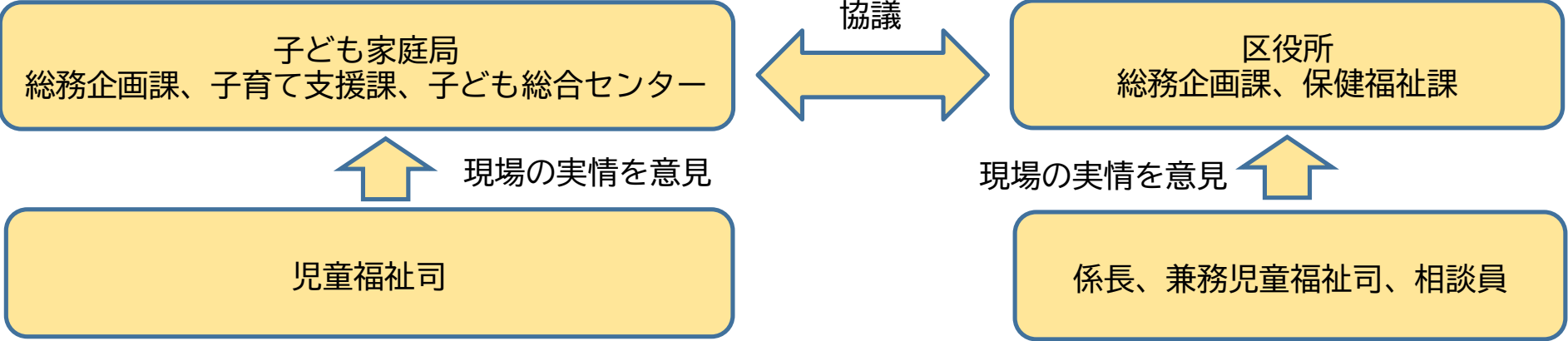
- ◆ DXの活用により、児童虐待対応について、職員の経験の量に関わらず、十分な情報収集を行い、確実な支援につなげる。具体的には、タブレットアプリを活用して、児童虐待対応における判断の質の向上や、業務効率化等に取り組むための実証実験を、民間企業と連携して実施する。

目次

- 1 クラスターの目的・目標
- 2 現状における問題認識
- 3 現状の把握①（経年の推移等）
- 4 現状の把握②（他都市比較）
- 5 ユーザー意見
- 6 他都市事例
- 7 枠組みの転換の考え方
- 8 課題（変革案）
 - （１）「選択と集中（最適化）」（地理的重複、類似機能）
 - （２）「付加価値向上」（オペレーション、統合し高付加価値）
- 9 課題（変革案）実行のための打ち手（案）
- 10 打ち手の検討・実行体制及びスケジュール

◆ 課題（変革案）の打ち手1（案）： 区役所への児童福祉司の配置

1 検討・実行体制

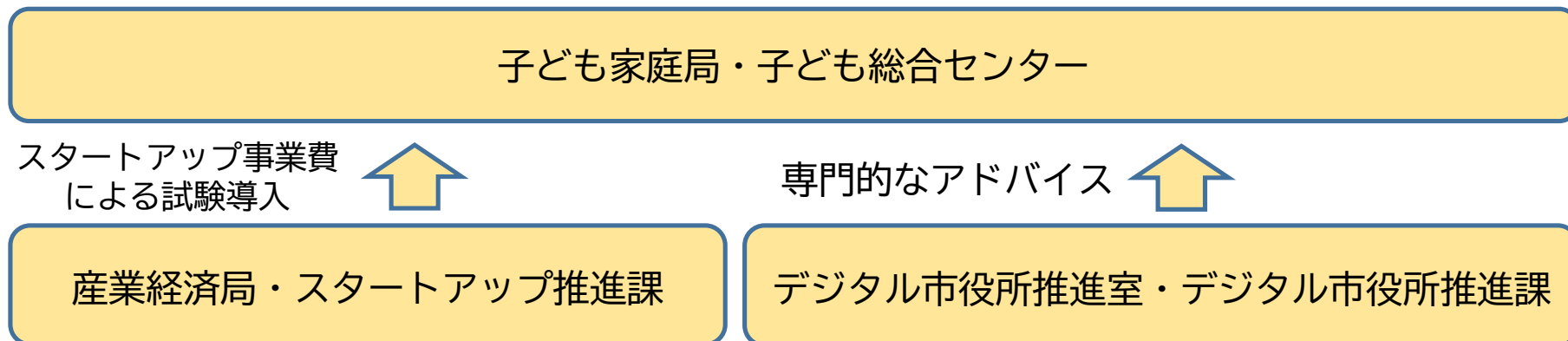


2 実行に向けてのスケジュール

2024年度	2025年度	2026年度
子ども総合センターの児童福祉司を区役所に配置することについて検討・調整 人事担当課との調整	子ども総合センターの児童福祉司をモデル的に一部の区役所に配置、効果検証 効果検証の結果を踏まえ、新たな配置について、検討 人事担当課との調整	2025年度の検証結果等を踏まえ、子ども総合センターの児童福祉司を全ての区役所に配置 配置後の課題を検証、改善

◆ 課題（変革案）の打ち手2（案）：児童虐待対応について、DXの活用による支援

1 検討・実行体制



2 実行に向けてのスケジュール

